

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 1 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務名称

京都府営水道浄水場等運転管理業務委託

(2) 業務場所

宇治市宇治下居、木津川市吐師医王寺及び京都市西京区御陵大原ほか 地内

(3) 業務概要

宇治、木津及び乙訓浄水場運転管理・保守管理業務（終日）

広域浄水センター運転管理業務（夜間）

専門点検業務

小規模修繕業務

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付場所及び設計図書の閲覧場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府建設交通部水道政策課（京都府庁第 2 号館 1 階）

電話 番号（075）414-5483

ファクシミリ番号（075）414-5470

(2) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）から令和 7 年 1 月 21 日（火）まで

イ 入手方法

原則として、京都府ホームページの公営企業の入札情報（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。やむを得ず直接交付を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

なお、直接交付の場合は、この業務委託の入札参加要件を満たす者に限り有償で交付する。

(3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

イ 閲覧方法

閲覧設計図書（仕様書を含む。以下「設計図書」という。）については、ホームページからダウンロードすることができる。やむを得ず窓口での閲覧を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、(1)の場所で閲覧することができる。

なお、設計図書の写しの交付を希望する場合は、(1)の組織に問い合わせること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者（1者のみで入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）又は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者でなければならない。

(1) 単体業者又は共同企業体の各構成員が、次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書の提出日において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者

オ 申請書を提出するときに、府が発注した建設工事等に關係する債務を遅滞している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

ク この入札の日前2年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設及びポンプ場の運転管理業務又は保全管理業務において、次のいずれかに該当すると認め

られる者

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(オ) 落札決定後に契約締結を辞退した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。）

(カ) 契約を解除した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。）

(キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ケ 申請書の提出期間の最終日から落札決定日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされている者。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者にあっては、それらの措置要件に該当する事実がある者又は事実発生後これらの措置要領等で定める期間を経過していない者

(2) 単体業者にあってはア及びイ、共同企業体にあってはア及びウからオまでの要件を満たすこと。

ア 単体業者及び共同企業体の各構成員に共通する要件

供給能力日量1万立方メートル以上の水道法（昭和32年法律第177号）に規定する净水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う净水場に限る。）における運転管理業務委託を通年で元請として履行した実績を有する者であること。

なお、当該実績については、平成21年度以降の営業年度に2年以上連續した、同一の施設における実績であること。

イ 単体業者の要件

(ア) 自社に次の各号のいずれかを満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある者があり、業務遂行に必要な技術的助言を行うことができる体制を確保することができる者であること。

a 水道净水施設管理技士で1級の資格を有する者

b 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

(イ) 緊急事態時の初期対応として、全ての净水場について2時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

(ウ) 業務を総括する者（以下「総括責任者」という。）として、水道法に規定する净水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う净水場に限る。）における2年以上の運転管理業務経験を有する者で次の各号のいずれかを満たす自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、宇治净水場又は広域净水センターに専任で配置することができる者であること。

a 水道净水施設管理技士で2級以上の資格を有する者

b 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する水道技術管理者の資格を有する者

- c 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）
- (イ) 総括責任者を補佐し、又は代行する者（以下「副総括責任者」という。）として、水道法に規定する浄水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場に限る。）における運転管理業務経験又は下水道法に規定する終末処理場（高度処理を行う終末処理場に限る。）における経験を有する者で次の各号のいずれかを満たす自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、木津浄水場及び乙訓浄水場に各1名専任で配置することができる者であること。
 - a 水道浄水施設管理技士で2級以上の資格を有する者
 - b 水道法施行令第6条に規定する水道技術管理者の資格を有する者
 - c 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

ウ 共同企業体の要件

- (ア) 構成員の数は、2者又は3者とし、その内訳はエの要件を満たす代表者及びオの要件を満たすその他の構成員であること。
- (イ) 自主結成された共同企業体であること。
- (ウ) 構成員の出資比率は、2者の場合は、それぞれ30パーセント以上、3者の場合は、それぞれ20パーセント以上であること。
- (エ) 構成員のいずれかがイの(ア)の要件を満たすこと。
- (オ) 構成員のいずれかがイの(イ)の要件を満たすこと。

エ 共同企業体の代表者の要件

- (ア) 出資比率が構成員中最大の者であること。
- (イ) イの(ウ)の要件を満たす者であること。
- (ウ) 副総括責任者として、イの(エ)の要件を満たす者を木津浄水場又は乙訓浄水場のいずれかに1名専任で配置することができる者であること。ただし、構成員が3者の場合は、配置を要さない。

オ 共同企業体のその他の構成員の要件

副総括責任者として、イの(エ)の要件を満たす者を、木津浄水場又は乙訓浄水場のうち、代表者が副総括責任者を配置する浄水場以外の浄水場に1名専任で配置することができる者であること。

5 一般競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、共同企業体にあっては、当該共同企業体の代表者が構成員に係る書類をとりまとめて提出すること。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年1月17日（金）から令和7年1月21日（火）まで

(2) 提出場所

2の(1)と同じ。

(3) 提出方法

2の(1)の組織にあらかじめ連絡の上、提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に持参して提出すること（郵送による提出は認めない。）。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

カ 印鑑証明書（発行の日から3箇月以内のものに限る。）

キ 4に該当することを証する次の書類。ただし、単体業者にあっては、(カ)及び(キ)の提出は不要である。

(ア) 同種業務の受託実績調書

(イ) 自社保有技術員調書

(ウ) 営業所一覧表

(エ) 緊急事態時の体制がわかる書類

(オ) 配置予定技術者調書

(カ) 共同企業体協定書の写し

(キ) 共同企業体委任状

ク 誓約書

ケ その他入札に参加する者に必要な資格を証する書類

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

サ 取引使用印鑑届

シ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付したもの）

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るために、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成及び提出に要する費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都府営水道浄水場等運転管理

業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査確認結果の通知

資格審査の確認結果については、申請書等を提出した者に別途通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の確認結果を通知した日から令和7年4月1日までとする。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑に行い、又は委託業務の品質、内容数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 申請書等又は設計図書に関する質問回答

(1) 申請書等に関する質問回答

質問については、入札説明書に示す様式に記入し、令和7年1月14日（火）午後5時までに、持参又はファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送又は電子メールによるものは受け付けない。）。

なお、質問書をファクシミリで提出した場合は、質問書をファクシミリ送信した旨、2の(1)の組織に電話により連絡すること。

また、回答については、令和7年1月16日（木）までに、ホームページ上において行う。

(2) 設計図書に関する質問回答

質問については、入札説明書に示す様式に記入し、令和7年1月29日（水）午後5時までに、持参又はファクシミリで2の(1)の場所に提出すること（郵送又は電子メールによるものは受け付けない。）。

なお、質問書をファクシミリで提出した場合は、質問書をファクシミリ送信した旨、
2の(1)の組織に電話により連絡すること。

また、回答については、令和7年1月31日（金）までに、ホームページ上において
行う。

11 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月4日（火）午前10時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府職員福利厚生センター 第2・3会議室

(2) 入札の方法

持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

また、入札時に(4)に示す委託費内訳書を提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 委託費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、委託費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。

イ 内訳書の業務価格（消費税及び地方消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

ウ 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧設計書の項目に一致させること。

なお、内訳書の表紙には、業務名及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ (5)に規定する再度入札を行う場合は、内訳書の提出を要しない。

(5) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は、1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

（ア）当初入札において辞退した者

（イ）当初入札において無効又は失格の入札をした者

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示又は提出した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(7) 入札の失格

- 次のいずれかに該当する入札は、失格とする。
- ア 最低制限価格未満の価格で入札をした者の行った入札
- イ 再度入札時において、当初入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札をした者の行った入札

(8) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）第 112 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「例による規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとし、最低制限価格未満で入札をした者は失格とする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

また、この入札に係る落札者の決定は、令和 7 年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和 7 年 4 月 1 日付けで行うこととする。

(9) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締

結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14 入札の執行

この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。
- (2) 令和8年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 入札参加者は、この公告、入札説明書、設計図書及び契約書（案）を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、府の指名停止等の措置を行うことがある。
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- (7) 落札者は、申請書添付資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置すること。